

平成30年度 生徒募集要項

さいたま市立浦和高等学校

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員 360名（併設の市立浦和中学校からの入学予定者を含む）。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)のいずれかの条件を満たし、かつ、(4)、(5)、(6)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、県立伊奈学園中学校から県立伊奈学園総合高等学校へ又はさいたま市立浦和中学校からさいたま市立浦和高等学校へ平成30年度に入学する予定の者は出願できない。

- (1) 平成30年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。
- (5) 県外の中学校等からの志願者で、あらかじめ出願について本校校長の承認を得た者（「平成30年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格等について（通知）」による）。
- (6) 海外の日本人学校等からの志願者で、あらかじめ出願についてさいたま市教育委員会が出願資格を認定した者。

3 通学区域

埼玉県の全区域とする。

第2 一般募集

1 出願資格

第1の2に該当する者。

2 出願手続

(1) 入学願書・受検票

ア 志願者は、所定の「入学願書」・「受検票」を本校校長に提出すること。その際、出身又は在学中学校長（以下、「出身中学校長」という。）は、記載内容を確認すること。

イ 「入学願書」・「受検票」を受理した本校校長は、「受検票」を交付する。志願者は、必ず確認すること。

(2) 入学選考手数料

入学願書を提出する際に、入学選考手数料（現金2,200円）を本校に納入すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(3) 調査書

ア 出身中学校長は、志願者について調査書等作成要領により、「調査書」を作成する。

イ 志願者は、「入学願書」・「受検票」と同時に「調査書」を本校校長に提出すること。

ウ 災害等のやむを得ない事由で、所定の「調査書」を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

(4) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

ア 出身中学校長は、調査書等作成要領により「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を作成し、次の(5)に示す期間に本校校長及び県教育庁県立学校部高校教育指導課長にそれぞれ1部を提出すること。ただし、郵送による提出の場合は「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、併せて平成30年2月16日(金)を配達指定日とすること。封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きすること。

イ 過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

(5) 出願書類の提出期間及び受付時間

		提出期間及び受付時間	
入学願書 受検票 調査書	持参のみ	平成30年2月19日(月)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
		2月20日(火)	午前9時から正午まで
学習の記録等学年内評価分布表 学習の記録等一覧表	持参する場合 郵送する場合	平成30年2月19日(月)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
		2月20日(火)	午前9時から正午まで
		平成30年2月16日(金)を配達指定日とすること。	

(6) 入学願書等の提出方法

志願者は、「入学願書」・「受検票」・「調査書（厳封したもの）」を一括して本校校長に提出する。郵送は不可とする。

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

ただし、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

平成30年2月22日(木)から2月23日(金)まで 受付時間は、2月22日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月23日(金)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
--

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」の交付を受けた後、新たに出願手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

なお、志願先変更の手続は、郵送によることはできない。

(3) 入学選考手数料

県立高等学校又はさいたま市以外の市立高等学校から本校に志願先を変更する場合は、改めて本校に入学選考手数料（**現金2,200円**）を納入すること。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

(4) 志願先変更証明書

「志願先変更願」が提出された場合は、本校校長は「志願先変更証明書」を交付する。

5 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

6 学力検査

(1) 志願者は、平成30年3月1日(木)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。

なお、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15 (50分)	休	10:35～11:25 (50分)	休	11:45～12:35 (50分)	昼	13:30～14:20 (50分)	休	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	社会	食	理科	憩	英語

※当日は、午前8時30分までに本校体育館に集合すること。

(6) 学力検査の配点等については、平成30年度埼玉県公立高等学校選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「平成30年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」（25ページ）による。

7 面接

本校は実施しない。

8 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所・方法

1 日時	平成30年3月9日(金) 午前9時
2 場所	本校
3 方法	受検番号を掲示する。（電話等の問い合わせには一切応じない。） 本校校長は、受検票を確認し選抜結果通知書を入学許可候補者に交付する。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者の受検番号一覧を本校のホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。

(4) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に提出すること。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施し、募集人員は定めない。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

平成30年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

(1) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」を、在学中学校長を経て、「入学願書」とともに、本校校長に提出すること。

(2) 「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に〇を付すこと。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出すること。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

平成30年3月1日(木)に個人面接を実施する。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「第2 一般募集」による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格

第1の2による。

イ 出願手続

- (7) 第2の2による。
- (4) 住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。

- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記2による。
- (3) 平成30年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記2による。

2 県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
出願について本校校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
ア 出願承認の申請
(7) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。
(4) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

平成30年1月10日(水)から2月19日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、平成30年2月16日(金)までに承認の申請を行うこと。

イ その他

- (7) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」、「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。
- (4) 詳細は「平成30年度埼玉県公立高等学校入学選抜実施要項」(14ページ)による。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
さいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者
- (2) 出願資格認定の手続
(7) さいたま市教育委員会学校教育課高校教育係に問い合わせること。電話048-829-1671
(4) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付期間は、次のとおり。

平成29年12月1日(金)から平成30年2月19日(月)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日(金)から1月3日(水)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、平成30年2月16日(金)までに承認の申請を受けること。

- (7) その他、詳細は「平成30年度埼玉県公立高等学校入学選抜実施要項」(15ページ)による。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

- 1 募集人員 9名(一般募集の募集人員に含める。)

2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
 - (2) 日本国外における在学期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
- ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成30年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の2に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 第2の2の(1)のアについては、「入学願書」、「受検票」とともに「海外在住状況説明書」を、本校校長に提出すること。「入学願書」の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「帰国生徒特別選抜による募集」に○を付し、出身中学校長による応募資格証明を受けること。
- (2) 第2の2の(1)のイについては、「入学願書」を受理した本校校長は、所定の「受検票」及び「帰国生徒特別選抜証明書」を交付する。
- (3) 第3の3の(1)の「自己申告書」は、提出することができない。

4 志願先変更

第2の4に準じる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を添付すること。

5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休	10:35~11:25 (50分)	休	11:45~14:20	休	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語	憩	数学	憩	学力検査当日に指示する。	憩	英語

※ 当日は、午前8時30分までに本校体育館に集合すること。

6 面接

平成30年3月1日(木)に個人面接を実施する。

7 入学許可候補者の発表

第2の8による。

第6 選抜基準、入学者選抜実施要項・入学者選抜要領

入学者選抜における本校の選抜基準、平成30年度埼玉県公立高等学校入学選抜実施要項・入学者選抜要領等の高校入試情報については、埼玉県教育委員会のホームページ内にある「平成30年度埼玉県公立高等学校入学選抜に関する情報」に公開されている。

第7 入学手続等・入学許可候補者説明会

1 入学許可候補者説明会

- (1) 入学許可候補者は、平成30年3月17日(土)午前10時(予定)から本校において行う「入学許可候補者説明会」に保護者同伴で必ず出席すること。
- (2) 上記説明会当日、本校PTA会長・あけぼの会会長が徴収する「入学時納入諸費」を現金で納入すること。(参考：平成29年度は、入学時納入諸費22,500円)
また、「入学のしおり」等で指示された書類を提出すること。

2 入学金等(参考：金額は平成29年度のもの)

入学を許可された者は、さいたま市高等学校授業料等徴収条例により入学金等を納入すること。ただし、下記の「市内生」とは、保護者とともにさいたま市に居住する者である。

なお、納入方法は口座振替によるものとし、所定の期日を守る。

- (1) 入学金(参考：平成29年度入学生)
市内生 5,650円
市外生 73,000円
- (2) 授業料(参考：平成29年度入学生)
市内生 118,800円/年額
市外生 180,000円/年額
※高等学校等就学支援金制度の対象となる者は、授業料納入の必要はありません。制度の詳細につきましては、文部科学省のホームページを御覧ください。

さいたま市立浦和高等学校

〒330-0073 さいたま市浦和区元町1丁目28番17号

TEL 048-886-2151 FAX 048-883-2029

ホームページアドレス <http://www.urawashi-h.ed.jp/>

